

# 豊島区コミュニティ・スクール 推進ガイドライン

令和3年7月

豊島区教育委員会



# 目次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| はじめに                          | 1  |
| 1. 豊島区立小・中学校と保護者・地域住民等との協働による |    |
| これまでの取組                       | 3  |
| (1) 学校運営連絡協議会                 | 3  |
| (2) インターナショナルセーフスクール（地域対策委員会） | 3  |
| (3) 豊島区コミュニティ・スクールモデル事業       | 9  |
| 2. 豊島区コミュニティ・スクール             | 11 |
| (1) 目的                        | 11 |
| (2) 特徴                        | 11 |
| (3) 豊島区コミュニティ・スクールの魅力         | 12 |
| (4) 持続可能な組織体制と適切な役割分担         | 12 |
| (5) SDGs の達成に向けて              | 13 |
| 3. 学校運営協議会                    | 14 |
| (1) 役割                        | 14 |
| (2) 機能                        | 14 |
| (3) 委員                        | 15 |
| (4) 学校運営協議会事務局                | 15 |
| (5) 地域学校協働部会                  | 15 |
| (6) 学校運営協議会の公開、会議録の公表         | 15 |
| (7) ISS 活動                    | 16 |
| (8) 地域学校協働活動                  | 16 |
| (9) 年間活動例                     | 16 |
| 4. 豊島区コミュニティ・スクールの推進          | 17 |
| (1) 当面のスケジュール                 | 17 |
| (2) 豊島区コミュニティ・スクールの推進にむけて     | 17 |
| (3) 教育委員会の役割                  | 17 |

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 5. 豊島区コミュニティ・スクールの導入ステップ・・・・・・・・・・ | 18 |
| （1）導入準備① ～体制を整える～・・・・・・・・・・        | 18 |
| （2）導入準備② ～お互いを知る～・・・・・・・・・・        | 18 |
| （3）導入初期 ～ビジョンを共有する～・・・・・・・・・・      | 18 |
| （4）地域学校協働活動の実践 ～協働で活動する～・・・・・・・・   | 18 |
| （5）振り返りと次年度に向けた改善 ～効果的な PDCA サイクル～ | 18 |

|                  |    |
|------------------|----|
| 【参考資料】・・・・・・・・・・ | 19 |
|------------------|----|

豊島区コミュニティ・スクール事業検討委員会設置要綱  
豊島区コミュニティ・スクール事業検討委員会 委員名簿  
豊島区コミュニティ・スクール事業検討委員会 開催実績  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）  
学校教育法（抄）

## はじめに

- 平成 27 年 12 月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」では、地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下、家庭教育の充実の必要性、学校が抱える課題が複雑化・困難化していることを指摘しています。
- また、「社会に開かれた教育課程」を柱とする学習指導要領の改訂や、チームとしての学校、教員の資質能力の向上等、昨今の学校教育を巡る改革の方向性や地方創生の動向において、学校と地域の連携・協働の重要性も指摘されています。
- さらにこれからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があります、そのことを通じ、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要があるとしています。
- 本答申を受け、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置の努力義務化やその役割の充実などを内容とする、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、平成 29 年 4 月 1 日より施行されました。同時に「社会教育法」も改正され、地域学校協働活動の推進などが規定されました。
- 本区では、学校運営連絡協議会や ISS 地域対策委員会など、学校と保護者・地域住民等との協働に関する取組を続けてきました。こうした取組を基盤にコミュニティ・スクールの導入に向けたモデル事業を令和元年度から池袋本町小学校と千登世橋中学校で実施してきました。

## 本ガイドラインの性格と改訂の考え方

- 本ガイドラインは、学校運営連絡協議会や ISS 活動、コミュニティ・スクールモデル事業などの取組を踏まえて、本区におけるコミュニティ・スクールの目指す姿を示したものです。
- コミュニティ・スクールの導入校においては、本ガイドラインを参考にしながら、学校運営協議会において、学校が示すビジョンや地域の特色などを考慮し、その学校の特色を踏まえたコミュニティ・スクールの推進をしていただきたいと考えています。
- 豊島区教育委員会では、各校におけるコミュニティ・スクールの取り組みを踏まえ、本ガイドラインがよりよいものとなるよう、関係者の皆様からの意見をいただきながら、継続的に見直していきます。

## 【参考】国の定めるコミュニティ・スクール制度

### コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）について

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の観点からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。

Society5.0・グローバル化 （生産年齢）人口減少の進行 共生社会  
 児童虐待の増加 貧困問題の深刻化 地域社会のつながりや支え合いの希薄化  
 子供たちの規範意識や社会性等の課題  
 複雑化・多様化した学校の課題に伴う教職員の勤務負担

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、  
**社会総掛かりでの教育の実現**が不可欠です。

社会総掛かりで教育を実現する上で、これからの公立学校は「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「**地域とともにある学校**」へと転換していくことが重要です。

コミュニティ・スクールは「**地域とともにある学校づくり**」に有効なツールです

中央教育審議会答申（平成27年12月）

→全ての公立学校において学校運営協議会の設置を目指すべき

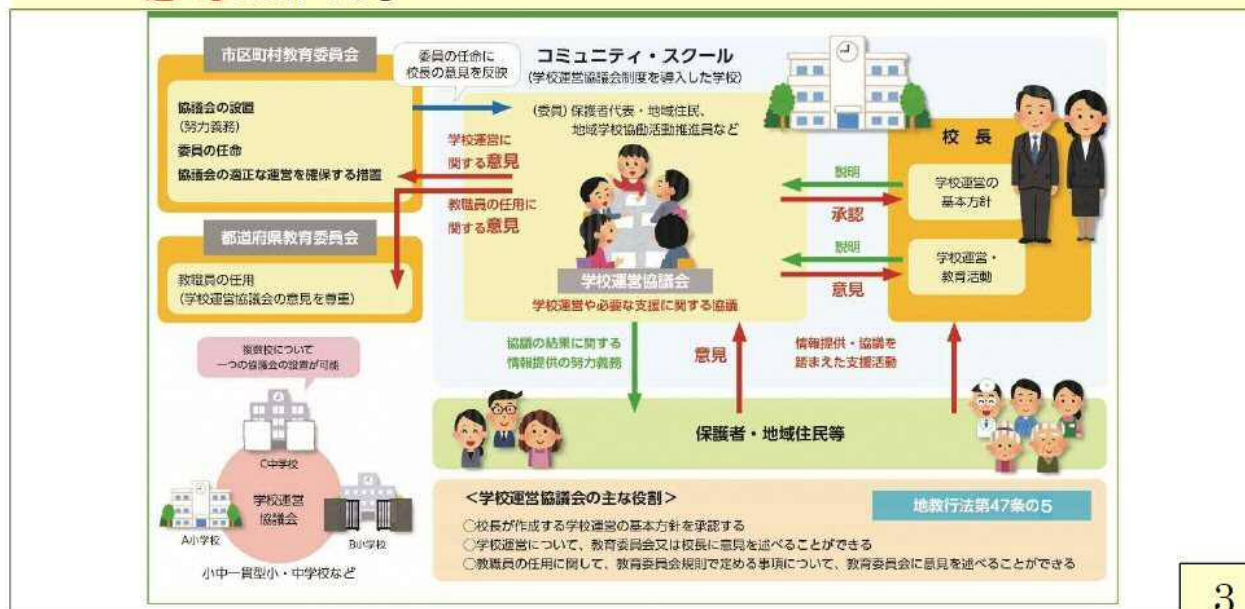
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成29年3月）

→協議会の設置について、教育委員会に対して努力義務を課す

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5】 H16制定、H29改正

学校運営協議会の主な3つの機能

- 校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**する
- 学校運営について、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に**意見を述べる**ことができる



3

※ **学校運営の責任者は校長**であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

令和2年10月 文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 発行  
 「コミュニティ・スクールのつくり方」より抜粋

## 1. 豊島区立小・中学校と保護者・地域住民等との協働に関するこれまでの取組

### (1) 学校運営連絡協議会

#### 【現状】

- 平成 20 年度に区立幼稚園及び小・中学校に設置
- 地域の代表者等を構成員とし、地域に開かれた学校運営を推進するとともに、校長及び園長の経営方針に基づいた学校支援の在り方を協議することを目的とする。
- 協議事項は以下の通り
  - ① 区立学校の経営方針及び幼児・児童・生徒の指導方針に関すること
  - ② 区立学校の教育活動に関すること
  - ③ 区立学校の学校評価に関すること
  - ④ 区立学校と地域等との連携及び分担に関すること
  - ⑤ 区立学校と関係機関との連携に関すること
  - ⑥ その他校長及び園長が、学校運営上必要と認めたこと
- 町会、商店会、青少年育成委員、民生・児童委員、PTA、子どもスキップ、放課後子ども教室地域コーディネーター、近隣学校長、企業関係者など多様な関係者で構成されている。
- 学校運営連絡協議会の設置によって、学校運営に関する地域の意見を取り上げることができ、学校行事や地域行事での連携を図る体制を整えることができています。

#### 【課題】

- 学校運営連絡協議会は学校の教育活動の報告という側面が強く、保護者・地域住民等の学校運営への参画までは至っていない。

### (2) インターナショナルセーフスクール（地域対策委員会）

#### 【現状】

- インターナショナルセーフスクール（ISS）とは、より安全な教育環境づくりに取り組む学校に与えられる国際認証。
- 安全・安心な学校づくりの推進、児童の危険回避能力の育成や保護者・地域住民等と連携した子供の見守り体制を充実させることを目的に、ISS の認証取得に取り組んでいる。
- ISS 活動の特徴として、①児童・生徒の主体的な活動、②科学的アプローチによるケガ（体・心）の予防、③地域との協働による安全・安心活動、④PDCA サイクルの構築が挙げられる。
- ISS 認証校ごとに学校と保護者・地域住民等の協議の場である ISS 地域対策委員会を設置し、協働による安全・安心な学校づくりを推進している。
- ISS 地域対策委員会は、町会、商店会、青少年育成委員、民生・児童委員、PTA、子どもスキップ、放課後子ども教室地域コーディネーター、近隣学校長、企業関係者、区民ひろば、保護司、警察、消防、交通機関関係者など多様な関係者で構成されている。
- 令和 3 年度のさくら小学校と千川中学校の認証取得により、全 8 中学校ブロックで 1 校以上の認証取得を達成する。

## 【課題】

- 全8中学校ブロックで1校以上の認証取得を契機に、認証校の取り組んできた ISS の取組を全校へ展開することが必要である。

## 【ISS 認証取得校一覧】

| 校 名       | 取得年度                                                                    | 校 名       | 取得年度                               |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------------------|
| 1 朋有小学校   | 平成 24 年度(初認証取得)<br>※全国で3番目、東京都で初<br>平成 27 年度(再認証取得)<br>平成 30 年度(再々認証取得) | 2 富士見台小学校 | 平成 27 年度(初認証取得)<br>平成 30 年度(再認証取得) |
| 3 仰高小学校   | 平成 28 年度(初認証取得)<br>令和元年度(再認証取得)                                         | 4 池袋本町小学校 | 平成 28 年度(初認証取得)<br>令和元年度(再認証取得)    |
| 5 池袋第一小学校 | 平成 29 年度(初認証取得)                                                         | 6 池袋中学校   | 平成 29 年度(初認証取得)                    |
| 7 高南小学校   | 平成 30 年度(初認証取得)                                                         | 8 清和小学校   | 令和元年度(初認証取得)                       |
| 9 さくら小学校  | 令和 3 年度(初認証取得予定)                                                        | 10 千川中学校  | 令和 3 年度(初認証取得予定)                   |

## 【ISS 活動例】

- 児童・生徒の主体的な活動

### 「すてきらりんキャンペーン」(清和小学校)



廊下や階段の右側を歩くなど、校舎内で安全に気を付けて行動している人を見つける活動を行いました。良い行動をしている人の名前をカードに書き出し、全校に“すてきらりん”として紹介しました。安全に過ごそうとする輪が全校に広がっています。

## 「さくらしぐさ・さくらルールの改定」（さくら小学校）



学校生活のルールブック「さくらルール・さくらしぐさ」について、児童アンケートを実施。アンケートの結果、さくらルールやさくらしぐさへの意識が低かったことが明らかになったため、感染症予防に関する項目を追加した一部改正版を発行し、改めて取組みの大切さを確認した。

## ○ 科学的アプローチによるケガの予防

### 「けが予防の啓発活動」（千川中学校）



保健室の来室状況から、予防できたであろうケガや体調不良が多く見受けられた。保健委員会・給食委員会合同で「体調管理とケガ予防をしよう！キャンペーン」を実施。意識向上を図った。

### 「安全体づくり体操」（富士見台小学校）



卒業生の理学療法士によるストレッチ、安全体づくり体操、跳び箱事故予防活動を指導していただきました。体幹を鍛えて、ケガの防止につながります。

## 「保健室の手当データを基にしたけが防止対策」（富士見台小学校）



令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業明けから校庭で遊ぶ児童のケガが少しずつ増え、10月頃からは急増しました。毎週、保健室のデータを教員で共有・分析し、けがの未然防止対策について話し合い、校庭を左の写真のようにゾーン分けし、ケガの防止対策を実践することで、けがの件数が減少しました。

## 「タブレットルール、SNS 学校ルールの作成と家庭との連携強化」（朋有小学校）

**令和2年度 朋有小学校 SNS学校ルール**  
 トラブルにあわない・あわせないために  
 携帯電話・スマホ・インターネットの使い方を考えよう

**朋有小学校 SNS学校ルール**

朋有小学校の子どもたちがSNSを上手に使うことができ、トラブルにあうことがないように願って、「SNS学校ルール」を考えました。一人一人がSNSを使う前に気を付けて使用することができるよう、いつもこの学校ルールを確認しながら、活用してください。「SNS家庭ルール」もお家の大人と話し合ってください。

**SNS 学校ルール**

1. スコアやゲームの一日の合計利用時間、適切な利用時間、場所を決めよう。
2. 必ずパスワードを設定しよう。
3. 友達には、顔写真を送ったり、知らない人とのやり取りをしない。
4. 個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス、パスワードなど）を必要ないサイトに無断でアップしたり、アプリを使用したりしない。
5. ネット上で知り合った人とは絶対に会わない。

**SNS 家庭ルール**

1. スコアやゲームの一日の合計利用時間、適切な利用時間、場所を決めよう。
2. 必ずパスワードを設定しよう。
3. 友達には、顔写真を送ったり、知らない人とのやり取りをしない。
4. 個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス、パスワードなど）を必要ないサイトに無断でアップしたり、アプリを使用したりしない。
5. ネット上で知り合った人とは絶対に会わない。

**わたしの機に守りたいSNSルール**

【保護者の方へお願い】  
 「SNS家庭ルール」をお子様と話し合ってお作りください。そして、SNSを上手に使うことができるよう、保護者側から守りたいことを決めてください。各ご家庭の実情やお子様の使用状況などを考慮して、「SNS家庭ルール」をよりどころとして、お子様が安心・安全にSNSを利用できるように見守りをお願いします。

☑ 携帯電話やスマホ、通信可能なゲーム機など使い方のルールを決めてください。  
 ☑ 使用時間など、情報機器等の使用の仕方について見守りをお願いします。  
 ☑ 有害サイトから子供たちを守るために、情報機器のフィルタリング機能をつけるなどのセキュリティを設定し、子供たちが安全に使用できるように環境を整えてください。

児童一人1台タブレットの実現に伴い、児童が安全・安心にタブレットを使用できるように「朋有小タブレットルール」を作成しました。

タブレットだけではなく、スマートフォンやパソコンなどでのSNSの使い方についても、改めて保護者に確認していただき、学校だけではなく、各家庭でも使用の状況を見守っていただくようお願いしました。

「朋有小タブレットルール」を守ることで、心のケガ防止につながっています。

## ○ 地域との協働による安全・安心活動

### 「民生・児童委員、近隣企業による見守り活動」(高南小学校)



保護者による地域見守り活動、地域の方、民生・児童委員、保護者による登校時の見守り、地域企業の方による自転車安全教室当日の見守りなど、多くの方に見守っていただいています。

民生・児童委員の皆様を全校児童に紹介する機会を設けました。何かあった時に頼りになる方が地域にいることを子供たちに知らせることができました。子供たちは、民生・児童委員が身に着けている「すまいるカード」を目印にして安心して助けを求めることができます。日頃から、「すまいるカード」を身に付けている人を見かけたら挨拶をし、民生・児童委員の皆様の顔を覚えて、関わりをもとうと意欲を高めることができました。

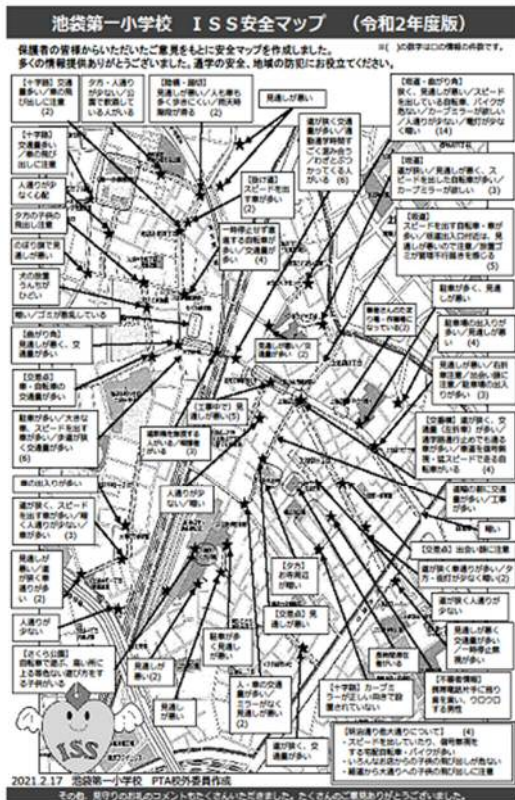


### 「避難所設営学習」(池袋中学校)



災害時に学校が避難所になることを想定し、災害時備蓄庫の物品点検や体育館への段ボールベッド等の設営訓練を行っています。中学生は災害時に地域の頼れる存在となれるよう、日ごろから地域の一員としての意識を高めています。

## 「仮校舎への移転に伴う新たな安全確保対応」(池袋第一小学校)



令和2年度から新校舎建設による仮校舎へ移転しました。児童の多くは東武東上線とJR埼京線の2本の線路を越えて通学するようになりました。通学距離、時間が長くなり、慣れない道を通っての通学は子供たちにとっても、保護者にとっても不安な新学期の始まりでした。PTA校外委員会では、各委員会と協力して、ISS安全マップの作成やPTAホームページに通学路の安全ポイント動画をアップするなど、安全・安心への取組を実施しました。

## 「ISS 巣鴨地藏通り商店街持久走」(仰高小学校)



たくさんの保護者・関係諸機関・地藏通り商店街振興組合の皆様のご協力を得て、「ISS 地藏通り商店街持久走」を実施しています。巣鴨警察署の方や100名あまりの保護者協力員の方が交差点ごとに立って見守り、声援を送っていただきました。子供たちは地域に守られていることを実感することができました。

### 「地域見守り隊発足式・見守り活動」(池袋本町小学校)



「地域見守り隊発足式」では、参加していただいた方々に、藍染めの櫛をお渡しいたしました。1年間、子供たちの安全な登下校を見守っていただきます。

### (3) 豊島区コミュニティ・スクールモデル事業

#### 【現状】

- 令和元年度から池袋本町小学校と千登世橋中学校でコミュニティ・スクール(以下、「CS」という。)モデル事業を実施
- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下、「法」という。)第47条の5に基づく学校運営協議会制度(CS)の導入に向けた諸条件に関する検証を目的とする。
- モデル事業の学校運営協議会委員は、町会、区民ひろば、青少年育成委員、民生・児童委員、PTA、保護司、学識経験者など多様な関係者で構成されている。
- 学校運営連絡協議会やISSなど、学校と保護者・地域住民等との連携した活動の積み重ねがあり、信頼関係のもとに活動ができている。

#### 【課題】

- 保護者・地域住民等の学校運営への参画を促し、地域とともにある学校づくりを推進するためには、豊島区CSの基本的な考え方や学校運営協議会の組織体制などを整理する必要がある。
- 池袋本町小学校においては、学校運営協議会とISS地域対策委員会は別に開催したが、メンバーがほとんど同じだったため、違いが分かりづらいという声が上がった。本格実施にあたっては、学校と保護者・地域住民等が協働で取り組み、学校運営に参画する類似点がある学校運営協議会とISS地域対策委員会との関係整理が必要である。

## 【コミュニティ・スクールモデル事業（地域学校協働活動） 活動例】

### ○ 学校支援

#### 「藍染学習の支援」（池袋本町小学校）



全学年が取り組んでいる「藍染学習」を保護者・地域の方々が支援してくださっています。藍がめの管理から授業の打ち合わせ・事前準備、児童の指導と全面的にご支援をいただいています。

### ○ 地域貢献

#### 「学校内外落ち葉拾い活動・合同防災訓練」（千登世橋中学校）



たくさんの木がある環境に恵まれています。毎年、学校敷地内だけではなく、近隣に散った落ち葉拾いの清掃活動を実践しています。

また、地域の一員として災害時に活動できるように、地域の消防署・消防団の方々にご指導をいただき、初期消火訓練や応急手当の仕方などを教えていただいています。

### ○ 学校運営協議会

#### 学校運営協議会の様子



コミュニティ・スクールモデル事業の学校運営協議会では、学校運営の基本方針の説明を受け、各委員から意見が出されました。校長は委員の意見を基本方針に反映します。

地域学校協働活動については、活動状況の報告や今後の予定などが話し合われました。

その他、学校評価の結果を受けて、どのような課題や改善策があるのか、意見を出し合い、翌年度の学校運営の基本方針に反映します。

## 2. 豊島区コミュニティ・スクール

### (1) 目的

これまで学校が育んできた信頼関係のもと、保護者・地域住民等が学校運営に参画することで、学校と保護者・地域住民等が一体となって、教育活動の改善や児童・生徒の健全育成に継続的に取り組む。

また、学校と保護者・地域住民等の連携・協働で実施する地域学校協働活動により、学校の教育活動の充実を目指すとともに、地域人材の有効活用や将来の地域の担い手の育成、学校を中心とした地域ネットワークの形成により、地域活性化を図る。

### (2) 特徴

#### ①学校と保護者・地域住民等が一体となった、子供たちを育む体制づくり

これまでの信頼関係をもとに、保護者・地域住民等が学校運営に参画し、学校と一体となって子供たちを育む体制を構築する。

#### ②これまでの活動を生かしたコミュニティ・スクール

学校運営連絡協議会や ISS 地域対策委員会を通じて、学校と保護者・地域住民等が育んできた信頼関係を生かしたコミュニティ・スクールを実現する。

また、学校と保護者・地域住民等が協働で取り組み、学校運営に参画する類似点がある ISS 活動を内包して、コミュニティ・スクールの推進する。

#### ③ビジョンの共有と持続可能な PDCA サイクル

学校と保護者・地域住民等が同じ目標に向かって活動するため、学校運営の基本方針を共有し、教育活動や地域学校協働活動、学校評価の実施などにより、持続可能な PDCA サイクルを構築する。

#### ④学校と保護者・地域住民等の連携・協働による、双方向の地域学校協働活動

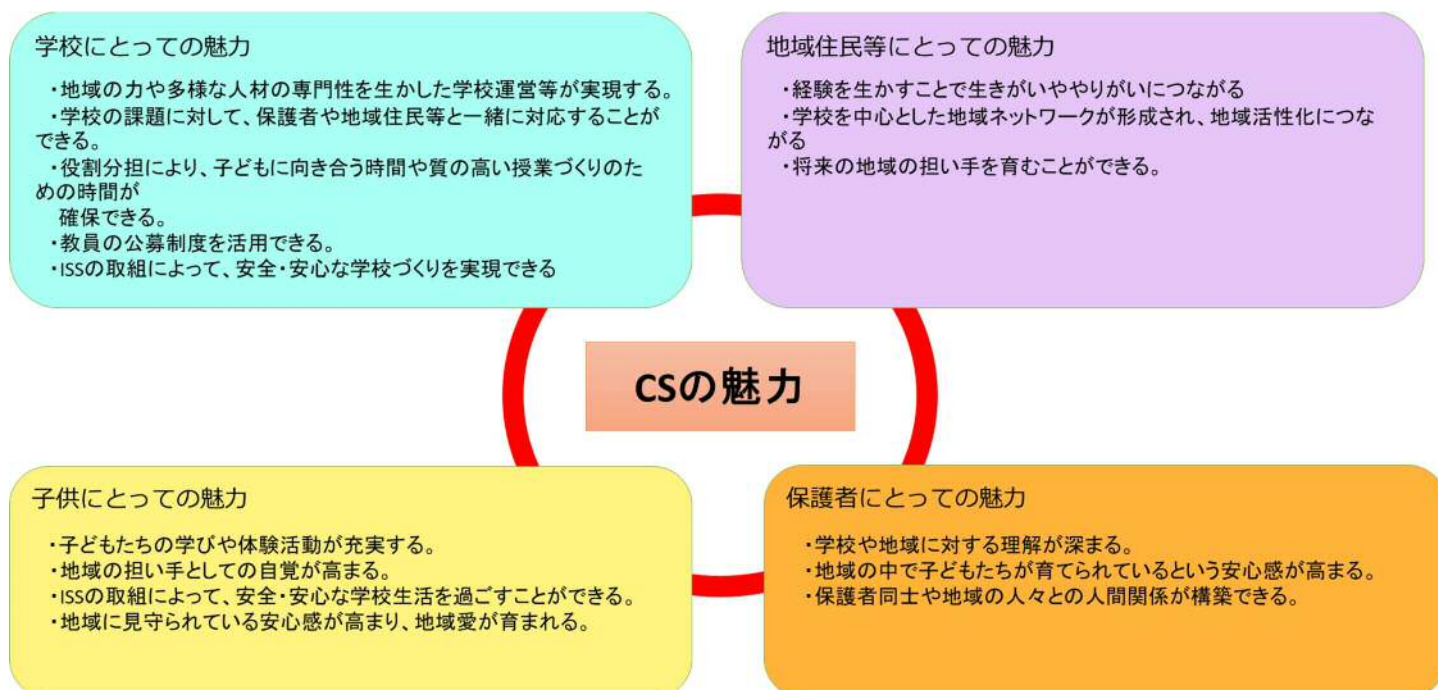
学校と保護者・地域住民等が連携・協働し、双方向による地域学校協働活動を推進する。

#### ⑤将来の地域の担い手を育むコミュニティ・スクール

児童・生徒の発達段階に合わせて、地域学校協働活動の比重を「学校支援活動」から「地域貢献活動」へ移すことで、将来の地域の担い手を育み、学校を中心とした地域ネットワークの形成、地域活性化を図る。

### (3) 豊島区コミュニティ・スクールの魅力

豊島区コミュニティ・スクールは、学校運営や学校、地域の課題に対して、保護者・地域住民等が参画できる仕組みである。子供の教育に対する課題や目標を共有することで、地域学校協働活動が充実するとともに、関わる人々にとっての魅力を創出する。



### (4) 持続可能な組織体制と適切な役割分担

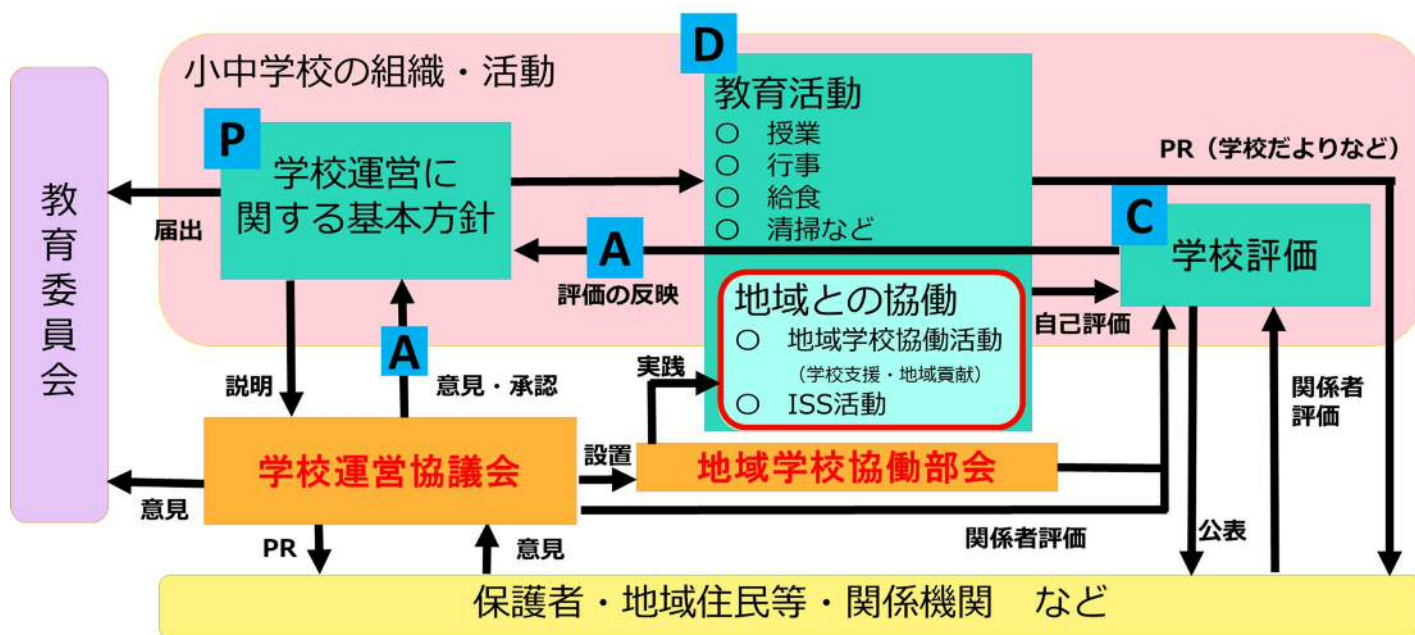
- 保護者・地域住民等が学校運営に参画し、学校運営や必要な支援に関する協議を行う学校運営協議会を設置する。
- 学校運営協議会の下に、地域学校協働活動の実働部隊として、地域学校協働部会を設置する。
- 学校運営協議会や地域学校協働部会の運営、活動にあたっては、学校と保護者・地域住民等が適切な役割分担を行い、持続可能な運営方法を構築する。

#### ※ 地域学校協働活動とは

幅広い保護者・地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校と保護者・地域住民等が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

代表的な事例として、学校支援活動、土曜日の教育活動、地域貢献活動などがある。

## 【豊島区コミュニティ・スクールの組織体制とPDCAサイクル】



(5) SDGs の達成に向けて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年に国連サミットで採択された、2030年までの国際目標。17の目標から構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境における様々な課題を、みんなで解決するものである。

2020年7月、豊島区はSDGsの達成に向け優れた取組みを行う自治体として、内閣府より「SDGs未来都市」に選定され、特に先導的な取組みとして「自治体SDGsモデル事業」にも東京で初めて選定された。

豊島区 CS は、持続可能な PDCA サイクルの構築、ISS 活動による安全・安心な学校づくり、多様な意見を取り上げた教育活動、学校と保護者・地域住民等の協働による活動、将来の地域の担い手の育成、地域活性化など、SDGs 達成に寄与することができる事業である。

豊島区 CS を通じて、学校、子供、保護者、地域住民等の関係者が SDGs 達成の担い手として、継続的に様々な活動を行うことが期待される。



### 3. 学校運営協議会

#### (1) 役割（豊島区学校運営協議会規則第4条、第5条、第6条）

##### ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。（法第47条の5第4項）

※学校運営の基本方針：教育課程の編成のほか、組織編制、予算編成、施設管理、施設整備を含む学校経営方針など、学校運営に関する基本的方針。

##### ②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。（法第47条の5第6項）

##### ③教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるすることができる。（法第47条の5第7項）

##### ④学校運営状況の評価に関すること

##### ⑤その他、校長の同意を得て、学校運営協議会が必要であると決定した事項

#### ※「教職員の任用に関する意見」とは

学校の課題解決や教育の充実のために校内体制の整備充実を図る観点から述べられるもの。教職員個人に関して意見を述べるのではなく、学校のビジョンの達成に向けた前向きな意見。

（意見の例）

- ・ 小学校における外国語活動の充実のために、「中・高の英語の免許」を持った教員の配置を要望
- ・ プログラム教育の充実のために、ICTに明るい教員の配置を要望

#### (2) 機能

##### ①熟議

子供たちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、地域でどのような子供を育てたいのか、何を実現したいのかという目標・ビジョンを共有するために「熟議（熟慮と議論）」を重ねることが大切となる。熟議の実施により、子供たちに関わるより多くの方の意見を取り上げることができる。

「熟議」とは、よりよい学校生活や人間関係を築くために、「協働して取り組む一連の自主的、実践的な活動」を「話し合い」を重ねながら生み出そうというもの。

具体的には、下記のようなポイントを満たしたプロセスを指す。

- i) 多くの当事者（学校と保護者・地域住民等）が集まって
- ii) 課題について学習・熟慮し、議論をすることにより
- iii) 互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに
- iv) それぞれの役割に応じた解決策が洗練され
- v) 個々人が納得して自分の役割を果たすようになる

##### ②協働

「熟議」の実施を通して、学校と保護者・地域住民等の信頼関係を構築し、学校運営に保護者・地域住民等が「参画」し、共通の目標に向けて「協働」して活動していくことが重要。

### ③マネジメント

中核となる学校は、校長のリーダーシップのもと、目指すべきビジョンの達成に向かって学校内の組織運営を管理することにとどまらず、保護者・地域住民等との関係を構築し、地域人材や資源等を生かした学校運営を行っていく必要がある。

#### (3) 委員

- 学校運営協議会は、学校と保護者・地域住民等の代表者で構成する合議体の組織
- 校長は学校経営責任者として参加する。委員は保護者・地域住民等から任命し、概ね 10 名程度とする。
- 委員は「特別職の地方公務員」として一定の権限を有し、学校と対等な立場で協議を行うことができる。
- 委員の任命については校長の意見を聞いたうえで、教育委員会が任命する。校長は学区の地域の特色や実情を考慮し、共有する学校運営の基本方針に向けて共に活動している委員を推薦する。
- 委員の任期は原則 2 年とする。3 年以上継続する場合は学区の地域の特色や実情、学校運営の基本方針に応じた、合理的な継続必要理由を付すこととする。

#### (4) 学校運営協議会事務局

- 学校運営協議会事務局は、教職員、保護者・地域住民等で構成し、会議資料や会議結果の概要の作成、ニュースの発行など、学校運営協議会の運営に関わる事務を担う。

#### (5) 地域学校協働部会

- 学校運営協議会は地域学校協働活動の企画・運営を行うために、地域学校協働部会を設置する。
- 地域学校協働部会は、教職員や保護者・地域住民等のほか、放課後子ども教室の地域コーディネーターや子どもスキップ職員、ジャンプ職員、区民ひろば職員、青少年育成委員、民生・児童委員、主任児童委員など、普段から地域で子供たちと関わる活動を行っている関係者で構成する。
- 地域学校協働部会は、地域と学校との情報共有など、両者をつなぐコーディネート機能を担う。

#### (6) 学校運営協議会の公開、会議録の公表

- 学校運営協議会は原則公開とする。ただし、議事の内容によって、非公開とすることができる。
- 学校運営協議会の会議結果の概要などを学校 HP など公表する。

(7) ISS 活動

- CS 校はより安全・安心な学校運営のため、ISS 活動（①児童・生徒の主体的な活動、②科学的アプローチによるケガ（体・心）の予防、③地域との協働による安全・安心活動、④PDCA サイクルの構築）を内包して、CS 活動に取り組む。
- 学校運営協議会において、ISS 活動の年間予定、活動報告等を行い、ISS 活動の PDCA サイクルの構築を図る。

(8) 地域学校協働活動

- 児童・生徒の発達段階に合わせて、地域学校協働活動の比重を「学校支援活動」から「地域貢献活動」へ移すことで、将来の地域の担い手を育み、学校を中心とした地域ネットワークを形成し、地域活性化を図る。

(9) 年間活動例

| 回 | 時期  | 主な活動内容                                                                                                                                              |
|---|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 4月  | ○委員等任命・委嘱 ○運営規則、年間計画（CS、ISS）の確認<br>○学校運営の基本方針の承認<br>○学校組織、予算について報告                                                                                  |
| 2 | 9月  | ○ISS、CS活動報告（1学期）<br>○翌年度の学校運営の基本方針（骨子）について協議                                                                                                        |
| 3 | 12月 | ○ISS、CS活動報告（2学期）<br>○学校評価、関係者評価について                                                                                                                 |
| 4 | 2月  | ○ISS、CS活動報告（3学期）<br>○学校運営協議会の成果・課題・改善策について協議<br>○学校評価、関係者評価の結果報告<br>○翌年度の学校運営の基本方針について協議<br>○翌年度の年間計画（CS、ISS）について協議<br>○コミュニティ・スクール報告会（交流会、ワークショップ） |

※上記は年間活動例であり、開催時期や活動内容などは各校で柔軟に対応するが、PDCA サイクルを回し、豊島区CSが効果的に機能するように運営することが重要。

#### 4. 豊島区コミュニティ・スクールの推進

##### (1) 当面のスケジュール

- コミュニティ・スクールモデル校である池袋本町小学校、千登世橋中学校で、令和3年8月より豊島区コミュニティ・スクールの本格実施を行う。
- 仰高小学校を豊島区コミュニティ・スクール準備校とし、令和4年度からの豊島区コミュニティ・スクールの本格実施を目指す。
- 令和4年度以降、豊島区コミュニティ・スクールの本格実施校を随時拡大する。

|                                    | R元年度     | R2年度     | R3. 4月                | 5月                | 6月 | 7月 | 8月以降 |
|------------------------------------|----------|----------|-----------------------|-------------------|----|----|------|
| 池袋本町小学校<br>千登世橋中学校                 | モデル事業の実施 |          |                       |                   |    |    | 本格実施 |
| CS事業検討委員会<br>ガイドライン策定<br>教育委員会規則制定 |          | 豊島区CSの検討 |                       | ガイドラインの策定<br>規則制定 |    |    |      |
| 仰高小学校                              |          |          | モデル事業の実施(R4からの本格実施準備) |                   |    |    |      |

##### (2) 豊島区コミュニティ・スクールの推進にむけて

- 学校と保護者・地域住民等がCS制度の理解を深めながら、少しずつ活動を充実していくことが重要。熟成型の事業であり、小さな一歩（スモールスタート）から始め、適切な役割分担を行い、持続可能な取組とする。
- 学校と保護者・地域住民等がビジョンを共有し、同じ目標に向かって活動することが重要である。そのために、学校運営協議会はより多くの意見を取り上げるよう努める。
- 学校運営協議会での協議内容や会議結果、地域学校協働活動などのCS活動の状況を保護者・地域住民等へ適切に情報発信する。
- 地域学校協働部会がコーディネート機能を担い、地域と学校をつなぎながら、地域学校協働活動を実践する。
- 校長は地域人材や資源等を生かした学校運営を行い、目指すべきビジョンの達成を目指す。

##### (3) 教育委員会の役割

- CS導入にあたって、組織体制整備などの導入支援
- CS制度の理解向上とコーディネート機能の充実のため、研修を開催する。
- 地域学校協働活動の推進のため、地域人材名簿の作成、管理
- 学校と保護者・地域住民等への制度の周知

- 学校及び学校運営協議会と区長部局、その他関係機関との連携協力関係の構築
- 学校運営協議会、地域学校協働活動の活動にかかる経費の予算化
- ISS と CS の取組事例の情報を共有し、CS 校の拡大を図る。

## 5. 豊島区コミュニティ・スクールの導入ステップ

### (1) 導入準備①～体制を整える～

- 学校運営連絡協議会や ISS 地域対策委員会を母体とした学校運営協議会の立ち上げ
- 地域学校協働部会の立ち上げ
- 学校内の校務分掌や児童・生徒の委員会などの校内体制づくり

### (2) 導入準備②～お互いを知る～

- CS 研修や CS 導入校の視察などを通じた学校と保護者・地域住民等の制度理解の促進
- 学校生活の視察、交流の機会の設定など、学校と保護者・地域住民等がお互いに知る機会の創出

### (3) 導入初期～ビジョンを共有する～

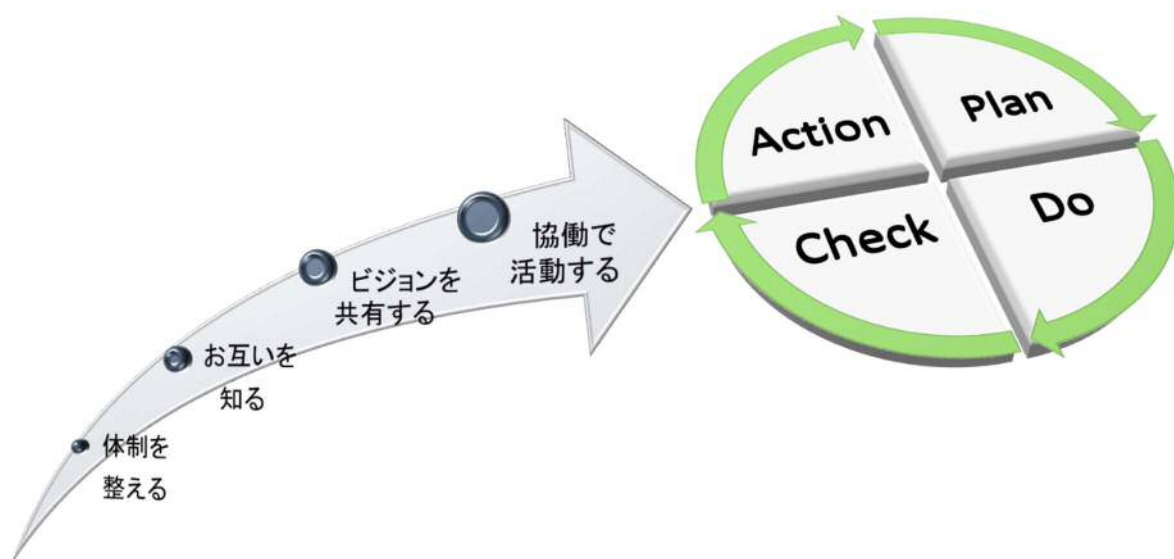
- より多くの意見を取り上げる機会を設け、学校と保護者・地域住民等で学校運営の基本方針を共有する。

### (4) 地域学校協働活動の実践～協働で活動する～

- 学校運営の基本方針に基づいた地域学校協働活動の計画の作成
- 地域学校協働部会での具体的な企画・実践

### (5) 振り返りと次年度に向けた改善～効果的な PDCA サイクル～

- 教育活動や ISS 活動、地域学校協働活動などの学校評価（自己評価、関係者評価）の実施
- 学校評価を踏まえた、学校運営に関する基本方針の修正
- 学校運営に関する基本方針への学校運営協議会委員の意見の反映
- 学校運営に関する基本方針の保護者・地域住民等への周知



## 【参考資料】

令和2年11月10日  
教育部長決定  
改正 令和3年4月1日

### 豊島区コミュニティ・スクール事業検討委員会設置要綱

#### (設置目的)

第1条 2年目を迎える豊島区コミュニティ・スクールモデル事業の成果と課題を整理するとともに、区立小中学校に学校運営協議会を設置して、地域とともにある学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクールの効果的な導入・運営方法や「豊島区の地域にあったコミュニティ・スクール」を検討するため、豊島区コミュニティ・スクール事業検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) コミュニティ・スクールモデル事業の成果と課題の整理に関すること。
- (2) 豊島区の地域にあったコミュニティ・スクールと導入ガイドラインの検討に関すること。
- (3) その他目的達成のため、必要と認めたこと。

#### (構成)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

#### (運営)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、検討対象の案件に係る部課長など、委員以外の者を会議に出席させることができる。

#### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。

#### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に委員長が定める。

#### 附則

この要綱は、令和2年11月10日から施行する。

#### 附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

豊島区コミュニティ・スクール事業検討委員会 委員名簿

| 役 職   | 氏 名    | 備 考                                |
|-------|--------|------------------------------------|
| 委 員 長 | 柴田 彩千子 | 東京学芸大学 総合教育科学系 准教授                 |
| 委 員   | 野村 友彦  | 西巣鴨小学校校長                           |
|       | 山本 聖志  | 明豊中学校校長                            |
|       | 原 香織   | 池袋本町小学校校長(令和3年3月31日まで)             |
|       | 佐藤 洋士  | 池袋本町小学校校長(令和3年4月1日から)              |
|       | 小林 豊茂  | 千登世橋中学校校長                          |
|       | 新井 裕   | 仰高小学校校長(令和3年4月1日から)                |
|       | 青木 正典  | 池袋本町小学校コミュニティ・スクール<br>(学校運営協議会) 委員 |
|       | 山本 道子  | 池袋本町小学校コミュニティ・スクール<br>(学校運営協議会) 委員 |
|       | 清田 明   | 千登世橋中学校コミュニティ・スクール<br>(学校運営協議会) 委員 |
|       | 松浦 和代  | 千登世橋中学校コミュニティ・スクール<br>(学校運営協議会) 委員 |
|       | 岡 将太   | 小学校 PTA 連合会代表/高南小学校 PTA 会長         |
|       | 御代 恒   | 中学校 PTA 連合会代表/巣鴨北中学校 PTA 会長        |
|       | 安藤 和子  | 区民ひろば要 所長                          |
|       | 高橋 京子  | 放課後対策課主任(前子どもスキップ池袋本町 所長)          |

※ 委員任期(令和2年11月30日～令和3年5月21日)

豊島区コミュニティ・スクール事業検討委員会 開催実績

| 時期・回              | 開催場所          | 議事                                                                                                               |
|-------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回<br>令和2年11月30日 | 教育委員会室        | ①豊島区コミュニティ・スクール事業検討委員会設置趣旨について<br>②コミュニティ・スクール制度について<br>③豊島区コミュニティ・スクールモデル事業について<br>④コミュニティ・スクールの土台となる豊島区の取組について |
| 第2回<br>令和2年12月21日 | 509 会議室       | ①第1回検討委員会議事録について<br>②豊島区コミュニティ・スクール（学校運営協議会）モデル事業について<br>③事前アンケート結果について                                          |
| 第3回<br>令和3年2月22日  | 教育委員会室＋オンライン  | ①第2回検討委員会議事録について<br>②事前アンケート結果について<br>③「豊島区の地域にあったCS」と「CS導入により期待される効果」について<br>④今後のスケジュールについて                     |
| 第4回<br>令和3年3月22日  | 教育委員会室＋オンライン  | ①第3回検討委員会議事録について<br>②学校運営協議会と地域学校協働活動について<br>③先行自治体の学校運営協議会について                                                  |
| 第5回<br>令和3年4月28日  | 教育委員会室＋オンライン  | ①第4回検討委員会議事録について<br>②豊島区コミュニティ・スクール事業検討委員会設置要綱の改正について<br>③豊島区コミュニティ・スクール推進ガイドライン（仮）について                          |
| 第6回<br>令和3年5月21日  | 510 会議室＋オンライン | ①第5回検討委員会議事録について<br>②豊島区コミュニティ・スクール推進ガイドライン（案）について                                                               |

#### 第四節 学校運営協議会

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

昭和二十二年法律第二十六号  
学校教育法（抄）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。